

(仮) 加西市地域エネルギー会社
事業パートナー募集要領

令和5年10月

加西市

1 趣旨と目的	1
(1) 本事業の趣旨と目的.....	1
(2) 地域エネルギー事業の目指す姿.....	2
(3) 地域エネルギー会社の事業スキームイメージ.....	2
2 事業パートナーに求める実施事項	3
3 事業パートナーが担う業務・必要な能力・能力の確認方法	3
(1) 事業パートナーが担う業務.....	3
(2) 業務遂行にあたり必要な能力.....	4
4 公募に関する条件等	5
(1) 応募者の構成と定義.....	5
(2) 応募者の資格要件.....	6
(3) 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件.....	7
(4) 応募書類提出後の参加資格の取消しについて.....	8
(5) 構成企業等の変更.....	8
5 提案に関する条件	8
(1) 地域エネルギー会社の設立.....	8
(2) 設立形態.....	8
(3) 登記先.....	8
(4) 資本金・資本構成.....	9
(5) 資金調達.....	9
(6) 電力の調達.....	9
(7) 再エネ電源の開発.....	9
(8) 電力の供給.....	9
(9) 事業実施体制.....	9
(10) 事業者独自の提案.....	9
(11) 利益活用の方針.....	10
(12) 地域エネルギー会社設立における市と事業パートナーの責任分担.....	10
(13) 地域エネルギー会社設立が不調となった場合の処理.....	10
(14) その他、提案にあたり留意すべき事項.....	10
6 市の協力事項	10
(1) 電力供給.....	10
(2) 電源調達.....	11
(3) 市域の脱炭素化に資する取組.....	11
(1) 公募及び選定方法.....	11
(2) 公募及び選定スケジュール.....	11
8 応募手続き	12
(1) 募集要領の公表.....	12
(2) 募集要領等への質問の受付及び質問回答.....	12
(3) 参加資格確認申請書類の受付.....	12
(4) 参加資格確認結果の通知.....	12
(5) 提案書の受付.....	12
(6) 応募辞退に関する提出書類.....	13
(7) 提案内容に関わるプレゼンテーションの実施.....	13
(8) 応募にあたっての留意事項.....	13
9 優先交渉権者の決定	14
(1) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定.....	14

(2) 優先交渉権者等の通知・公表	14
10 応募手続きに関する問い合わせ先.....	14
11 参考資料.....	15
12 提案書への記載内容.....	15

1 趣旨と目的

(1) 本事業の趣旨と目的

加西市（以下「本市」。）では、2021年にゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明した。同年3月には加西市気候エネルギー行動（第2次加西市地球温暖化対策地域推進）計画を策定し、目指すべき将来像として「エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまち加西」を掲げ、市内の温室効果ガス削減量を2030年度までに2013年度比で40%削減することを目標としている。この目標を達成するために、2022年には第2回脱炭素先行地域の選定（共同提案者：プライムプラネット エナジー&ソリューションズ株式会社（以下「PPES」））を受け、蓄電池を活用した太陽光発電の導入をはじめとした「脱炭素先行地域づくり事業」の実施を掲げており、先行地域内の自家消費率70%以上を目指している。

本市では、エネルギーの地産地消を実現するため、電力供給の地域基盤である地域エネルギー会社の設立を目指しているが、この会社を運用することで、電力供給を一体的にマネジメントできるため効率的な再エネによる地産地消が可能になる。加えて、将来的に市内全域に対して、行政施策と連動した脱炭素化事業の推進やエネルギー代金の域内循環の実現に寄与することが期待できる。

なお、地域エネルギー会社の設立は、「脱炭素先行地域づくり事業」の一環として位置付けられている。

具体的には、公共施設等へ再エネ電力を供給し、再エネの地産地消及び市域の温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、太陽光発電のPPA、マイクログリッド等による再エネ電源開発や、エネルギーマネジメント技術を活用した取組等も推進する、地域脱炭素化推進事業体を構築することを目的としている。

これまでの検討を通して、地域エネルギー会社の事業運営には、小売電気事業や再エネ電源開発等に関する電力事業の専門的な知識とシステム・ノウハウ・経験や、外部環境変化（制度設計、技術革新等）に対応した企画立案能力、経営能力など様々な能力が必要となる。そこで、これらの能力を有するとともに、市との共同出資により（仮）加西市地域エネルギー会社¹（以下「地域エネルギー会社」という。）を設立し、小売電気事業等の実施及び市域再エネ導入・利活用事業を共に検討・企画する企業（以下「事業パートナー」という。）を、公募型プロポーザル方式によって選定することとした。

なお、市は、本募集要領に示す条件等を踏まえ、事業者自らの創意工夫を活かした提案を求めており、選定された事業パートナーの提案内容については、今後策定する地域エネルギー会社の事業計画等の基礎資料とすることを想定している。また、市は上記目的のために、提案内容について協議を求める場合がある。

¹ 一般的に、地域新電力とは小売電気事業のみを行う会社を指すことが多い。一方、本事業は小売電気事業のみならず、自己託送や取次など他の電力供給スキームの活用も想定しており、また、将来的には太陽光発電を始めとした再エネ電源の開発やマイクログリッド、蓄電池等を活用したエネルギーマネジメントの取組なども視野に入れているため、地域新電力ではなく地域エネルギー会社と表記している。

(2) 地域エネルギー事業の目指す姿

市域の脱炭素化推進のため、市域内での再エネ電源の開発、電力供給の一体的マネジメントによる再エネの地産地消を行う地域脱炭素化推進事業体となることを目指す。

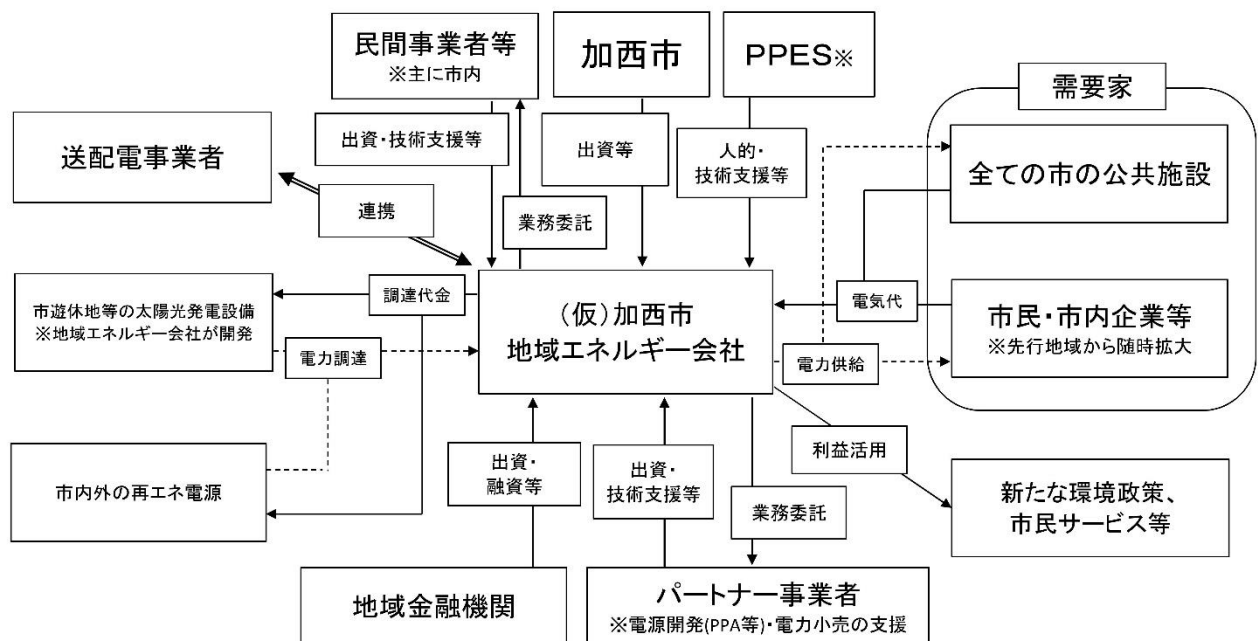
具体的には、全ての市公共施設の電力を地域エネルギー会社が一括して供給することを前提として、電力小売事業を併用しながら、市公共施設におけるオンサイト PPA や市内の遊休地等を活用したオフサイト PPA 等により市内の再エネ電源開発を進めることで、全ての市公共施設の脱炭素化を図る。更には、他の先行地域エリアへも再エネ電力を供給し、且つマイクログリッド事業を実践することで、先行地域内の脱炭素化を推進する。

将来的には、市域内外の再エネ電力の調達量を増やすことで、市内の民間施設や市民へ再エネを供給するなど電源・需要家を拡大し、市内の脱炭素化をより一層推進するほか、太陽光発電等市内の再エネ電源の開発や、蓄電池及び電動車等を活用したエネルギーマネジメントの取組みを実施し、更には、事業収益等を活用することで、新たな環境政策や市民サービスの向上に寄与する事業を展開する。

(3) 地域エネルギー会社の事業スキームイメージ

事業のスキームは下図のようなイメージを想定しているが、電力供給の形態に応じて本スキームは柔軟に変わることも想定される。

図 1 地域エネルギー会社の事業スキームのイメージ



※PPESは、市及び(仮)加西市地域エネルギー会社とエネルギー事業に係る協定書を締結の上、蓄電池や電動車等を活用したエネルギーマネジメントの構築に向けた支援を行う。

2 事業パートナーに求める実施事項

- ア 法人設立（定款の作成、創立総会の開催、設立登記等）
- イ 小売電気事業の登録（関係機関への申請書の作成、ヒアリング対応等）
- ウ 日本卸電力取引所（略称：JEPX）²への会員登録業務（提案内容によって、必要に応じて実施すること）
- エ 地域エネルギー会社の運営に関する各種対応

3 事業パートナーが担う業務・必要な能力・能力の確認方法

(1) 事業パートナーが担う業務

事業パートナーと市が共同で設立する地域エネルギー会社の経営は柔軟で機動性の高いものとする。そのため、地域エネルギー事業に関して必要な業務は、事業パートナーが中心となって実施することを想定しており、事業パートナーにはこれらの業務を担うことを求める。（表 1 参照。）

なお、「ア 経営戦略の策定・管理」及び「イ 営業支援」については、市と共同して行うものとする。

表 1 事業パートナーが担う業務

項	大項目	小項目
ア	経営戦略の策定・管理	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画の策定・管理
イ	営業支援	<ul style="list-style-type: none">・ 契約約款の作成・ 料金メニューの開発・ 需要家への営業・ 電源調達のための営業・ 契約締結業務
ウ	需給管理・調整	<ul style="list-style-type: none">・ 電力需要予測にあわせた電源確保・ JEPX、ベースロード市場^{*1}等からの電源調達等 <p>※ 需給管理・調整業務は、「4 公募に関する条件等（3）需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件」に準ずる</p> <p>※ 当面、需給管理・調整業務は事業パートナーへの委託を想定し、将来的な運用は今後判断していく</p>
エ	財務・経理支援	<ul style="list-style-type: none">・ 資金の調達・管理・ 財務戦略の立案・実行・管理・ 請求書の発行・ 未収金管理

² 日本卸電力取引所とは、登録会員のみが取引に参加可能で、現物電気（kWh）の売買を行なう市場のこと。

オ	経理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 託送料金の支払い※2 ・ 電源調達費の支払い ・ インバランス料金の支払※3 ・ 容量抛出金の支払い ・ 委託費（バランシンググループ※4 代表企業への支払含む）の支払い
カ	顧客管理・対応支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客情報管理 ・ 問い合わせ窓口 ・ 各種案内送付
キ	法制度に基づく計画・報告 作成支援	
ク	総務・広報・会計支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会・株主総会業務 ・ 広報・メディア関係業務 ・ 決算書作成・法人税等計算申告
ケ	その他地域エネルギー事業 遂行に必要な業務支援	<p>市域の再生可能エネルギーの普及拡大等事業利益を活用する企画の立案 太陽光 PPA モデルの実施 エネルギーマネジメントの取組の実施</p>
<p>【備考】</p> <p>※ 1_石炭火力や大型水力などといったベースロード電源の電気供出を制度的に求め、新電力事業者が年間固定価格で購入可能とする市場であり、2019年7月に開設された。</p> <p>※ 2_託送料金とは、小売電気事業者が需要家に対して調達した電力を送る際に、送配電事業者の配電設備を通じて電気を運ぶための料金のこと。</p> <p>※ 3_インバランス料金とは、小売電気事業者または発電事業者が計画値同時同量を達成できず、供給する電力の過不足が発生した場合、その調整のための対価として支払う料金のこと。</p> <p>※ 4_バランシンググループ（代表契約者制度）とは、発電事業者または小売電気事業者が自らの電力調達・需給管理業務の一部をバランシンググループの代表契約者に対して委託を行い、インバランス料金による経済負担を減らすことを目的とした仕組みのこと。</p>		

(2) 業務遂行にあたり必要な能力

本事業の推進には再エネ電源の調達・開発等の能力も不可欠となる。そのため、表 1 に記載した基本的な業務を実施していくことに加え、事業パートナーには以下に定める再エネ等に関する能力を有することも求める。（表 2 参照。）

表 2 業務遂行にあたり求められる能力

項	大項目	小項目
ア	会社を設立及び運営する能力	経営戦略の策定・管理、営業、財務、経理、顧客管理、総務・広報・会計などの会社運営に必要な基本業務を遂行できる 等
イ	電力事業を遂行する能力	小売電気事業の実施実績を有する 等
ウ	需給管理・調整をする能力	需給管理を行った実績やノウハウを有する 等

エ	再エネ電力等を調達する能力	本事業の目的達成に必要な再エネ電力 ^{*1} （2030年までに市域内外から12GWh/年以上）を自社で保有及び供給可能、あるいは、再エネ電力を自社で保有していないが、相対での調達目途が立っている等。
オ	再エネ電力を自ら開発する能力	太陽光発電のPPAモデルに関する実施実績やノウハウを有する等
カ	エネルギーマネジメントの取組を実行する能力	マイクログリッドや蓄電池等を活用したエネルギーマネジメントの取組に関するノウハウや技術を有する等
キ	市と連携した施策を展開する能力	市が掲げる2050年の脱炭素社会の達成に向け、市のエネルギー施策と連動する事業活動（市民を巻き込む取組や、地域脱炭素に資する取組など）が実施できる
<p>【備考】</p> <p>※ 1_再エネ電力には、FIT電源及び化石電源に非化石証書等を付与した調整後排出係数がゼロである電力（CO₂フリー電力）も含むものとする。</p>		

4 公募に関する条件等

(1) 応募者の構成と定義

ア 事業パートナーの定義等

事業パートナーとは、「市との共同出資により地域エネルギー会社を設立し、電力供給の実施や再生可能エネルギーの普及拡大に向けた施策を共に検討・実施する企業」をいう。

イ 構成企業

応募者は、表2業務遂行にあたり求められる能力を備えた企業または複数の企業により構成されるコンソーシアムとする。コンソーシアムで応募する場合は、出資を行いかつ地域エネルギー会社から業務の一部を受託又は請け負う企業若しくは出資のみを行う企業（以下「構成企業」という。）から構成されるものとする。

また、構成企業から代表の企業（以下「代表企業」という。）を定め、その代表企業が応募手続を行うこととする。

ウ 複数企業によるコンソーシアムの留意事項

それぞれの企業において、3(2)の「業務遂行にあたり必要な能力」の全てを満たす必要はなく、コンソーシアム全体として全てを満たすことで足りるが、本事業の中心である電力供給に関する事業については、代表企業が担うこととする。

また、参加表明書等の提出時には、応募者の構成企業について明らかにすること。

エ 応募者に求める能力の明示

参加表明書や提案書等の提出時には、応募者が保有する能力について、以下の書類の提出によって明らかにすること。

表 3 応募者に求める能力を明示するために必要な提出書類

項	必要な提出書類
1	経済産業省が定める小売電気事業者であることを証する書類
2	電力販売実績が確認できる書類（有価証券報告書、四半期報告書などの決算説明資料等）
3	保有する再エネ電源情報や再エネ電力調達実績、太陽光発電の実施実績（PPA、野立、屋根上、水上等）
4	バイオマス・バイオガス等の地域資源を活用した事業及びその他再生可能エネルギー設備導入事業の実績 ^{※1}
5	特定の地域内で電力を小売供給する会社又は特定の地域内の資源を活用しエネルギー供給する会社の設立実績
6	事業リスクへの対応能力を示す資料（直近3年分の財務諸表等）
【備考】	
※ 1_提出は任意とする。	

なお、上記書類はコンソーシアム全体として全て提出がなされることで足りる。

オ 複数応募の禁止

応募者または応募者と資本面もしくは人事面において密接な関連のある者は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。「資本面において密接な関連がある者」とは、議決権総数の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50超を出資している者をいい、「人事面において密接な関連がある者」とは、当該企業の取締役役員を兼ねている者をいう。

カ その他

優先交渉権者となった事業パートナーは、ただちに市及びPPESと協議を行い、「(仮)加西市地域エネルギー会社の共同設立・推進に関する協定書」（以下「基本協定」という。）を締結することとし、基本協定締結後、速やかに地域エネルギー会社設立に向けた合弁契約締結協議を行うものとする。

合弁契約締結後、合弁会社は市・事業パートナー・PPESと協議の上、エネルギー事業連携に関する協定を締結する。

なお各協定書・契約書の協議においては、市及びPPESの指定する弁護士参加の下、実施することとする。

(2) 応募者の資格要件

応募者（構成企業を含む）は、次のすべての要件を満たさなければならない。（表4参照。）

表 4 資格要件

項	要件	確認方法
(ア)	加西市財務規則（昭和 42 年加西市規則第 40 号）第 105 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること ただし、対象業務の性質又は目的からして、入札参加資格者名簿に未登録事業者の参加や業務遂行のために新しく企業、団体等を設立し参加を認める場合は、所定の期日までに加西市財務規則第 105 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録できることを条件としてプロポーザルに参加させることができるものとする。 （適用除外） 公共用地の有効活用のための売払いや、事業者誘致等、役務等の提供を目的としないものは、入札参加資格登録を条件としないことができる。	本公募への誓約書の提出を求める
(イ)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること 契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと	応募者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を求める
(ウ)	加西市暴力団排除条例（平成 24 年加西市条例第 1 号）に規定する暴力団等でないこと	本公募への誓約書の提出を求める
(エ)	会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きを行っているものでないこと	
(オ)	最近一年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納していないこと	納税証明書の提出を求める
(カ)	宗教活動や政治活動を目的としないこと	本公募への誓約書の提出を求める
(キ)	国等で定める法令に違反するなどにより指名停止を受けていないこと	本公募への誓約書の提出を求める

上記要件を確認するため、応募者は以下の書類を提出すること。（表 5 参照。）

表 5 共通参加要件に係る提出書類

項	提出書類	備考
1	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	原本のコピーの提出も可
2	誓約書	「様式集 2-1～3-11_提出書類」を参照
3	納税証明書	原本のコピーの提出も可

(3) 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件

応募者（構成企業を含む）のうち、需給管理・調整業務を担う者は、経済産業省に登録されている小売電気事業者である者のうち、次のア及びイ、のいずれかに該当する会社法上の法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO 法人）とする。

表 6 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件

項	要件
(ア)	需給管理・調整業務実績を有する者（複数企業で応募する場合は 1 社以上）
(イ)	日本卸電力取引所（JEPX）での取引実績を有する者

上記参加資格要件を確認するため、応募者は表 7 の書類を提出すること。

表 7 参加資格要件に係る提出書類

項	提出書類	備考
1	日本卸電力取引所（JEPX）の会員証書 並びに取引実績	-
2	需給管理・調整業務実績を証する書類	他社との需給管理・調整業務の請負契約書、運用実績等 ^{※1}
【備考】 ※ 1_機密情報と判断される情報は、各自で保護すること。		

(4) 応募書類提出後の参加資格の取消しについて

応募書類の提出後、応募者が優先交渉権者決定までの期間に、4 公募に関する条件等 (1) から (3) で定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、市は応募者の参加資格を取り消すこととする。

ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(5) 構成企業等の変更

参加表明書の提出後は、応募者の変更又は追加は原則認めない。

5 提案に関する条件

次に示す条件を遵守することに同意の上、公募に対する提案をすること。

(1) 地域エネルギー会社の設立

ア 応募者は市と共同出資することで市内において、新たに地域エネルギー会社を立ち上げる事業パートナーとなること。

イ 事業パートナーは、令和 6（2024）年度上半期を目途に地域エネルギー会社を設立し、令和 7（2025）年 4 月を目途に電力供給を開始できるよう小売電気事業者の登録申請をはじめとする諸手続きを完了させること。

(2) 設立形態

ア 立ち上げる地域エネルギー会社の事業形態は会社法上の株式会社とすること。

イ 定款には、会社法第 107 条第 2 項第 1 号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入すること。

ウ 取締役会及び監査役を設置すること。

(3) 登記先

地域エネルギー会社の本店を兵庫県加西市内に設置し、設立登記を行うこと。

また、地域エネルギー会社の名称は、別途市と協議すること。

(4) 資本金・資本構成

地域エネルギー会社設立時における資本金は、現時点で8,000万円程度を想定している。また、パートナー事業者の出資額は4,000万円（構成企業の総額）を上限とする。なお、出資者は市及びパートナー事業者だけでなく、民間企業・団体（主に市内）や地域金融機関等の出資も想定していることから、資本金や資本構成については、事業パートナー決定後、関係者間で協議の上決定するものとする。

(5) 資金調達

提案時において、借入金の調達金利に関する前提は短期プライムレートとし、平成21年1月13日以降の最頻値（＝年率1.475%）として統一すること。

(6) 電力の調達

電力の調達先については、市内外の再エネ電源、JEPX、事業パートナーによる相対電源の卸調達等を想定している。

(7) 再エネ電源等の開発

市は、市公共施設を中心とした脱炭素先行地域内に地産地消の再エネ電力を供給するため、蓄電池を活用したオンサイト・オフサイト太陽光発電の第三者保有モデルを導入（太陽光発電設備13MW、蓄電池13MWh）することを計画している。また、再エネ電源の開発手法については、市及び事業パートナーの経営戦略に基づき実施することを前提に、地域エネルギー会社が安定的且つ加速度的に再エネ電源を確保できるような応募者独自の提案を行うこと。

(8) 電力の供給

地域エネルギー会社設立後、令和7（2025）年4月を目途に、「11参考資料」に示す市公共施設に電力供給し、その他の市公共施設の切り替えは、令和9年度末を目途に完了することを想定している。

また、「11参考資料」に示す新規開発の住宅団地へは令和8年4月を目途に、宮木3町の既存住宅へは令和10年頃を目途に、電力を供給することを想定している。

(9) 事業実施体制

地域エネルギー会社の運営は、電力の需給管理等の業務は事業パートナーが中心となっていくことを想定しているが、経営戦略の策定や営業等の業務において、市との十分な連携を図る必要があることから、事業実施体制については、パートナー事業者選定後、関係者間で協議の上決定するものとする。また、体制構築にあたっては、市の方針・施策事業等を踏まえ、日常的に市と連携・調整を図りながら、効率的に会社運営を行うことができる業務実施・管理体制を整備すること。

(10) 事業者独自の提案

市の脱炭素化事業等の趣旨を踏まえ、2050年の脱炭素社会の実現に向けた多様な主体と連携して地域脱炭素推進事業体としての機能を強化するような取組や、市民の認知、理解を向上させるような応募者独自の提案を行うこと。

(11) 利益活用の方針

本事業で得た利益については、昨今の電力市場をとりまく事業リスクを踏まえ、適切に内部留保を保持するなど、まずは経営の安定を図ることを前提とする。

経営の安定基盤が構築できる範囲内において、基本計画等の趣旨を踏まえ、市域の脱炭素化（再エネ電源の導入・市域での再エネ利用の拡大）に資する取組に活用すること。

そのため、事業開始から一定の期間は株主への配当を行えないことを想定している。一定の期間後の配当については、今後検討及び協議の上決定する。

(12) 地域エネルギー会社設立における市と事業パートナーの責任分担

ア 基本的考え方

市と事業パートナーの役割・責任分担の考え方は、原則として、地域エネルギー会社設立に関する事務手続きや法的に必要な手続きを含め、一切の業務は事業パートナーが実施するものとする。一方、出資比率に応じた資本金の供出など、市が担うべき業務については市が実施する。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業パートナーの責任分担は、募集要領等を踏まえた応募者による提案書等によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

なお、総務省「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき市は出資を除き、債務に関する損失補償や貸付等の財政的支出は原則行わない。

(13) 地域エネルギー会社設立が不調となった場合の処理

市及び事業パートナーは、互いに十分協議したうえで地域エネルギー会社設立が不調となったときには、市と事業パートナーは、その準備に関して既に支出した費用は各自の負担とする。

(14) その他、提案にあたり留意すべき事項

提案にあたっては、国が示す電力取引や電力の小売営業に関する指針等を踏まえるとともに、会社法など、地域エネルギー会社の設立・運営・管理に係る各種法令に準拠した事業の提案を行うこと。

なお、応募者からの提案受領後、必要に応じて追加の資料提出を求める場合がある。

6 市の協力事項

(1) 電力供給

市は、脱炭素先行地域内の市公共施設や戸建住宅の電力契約を一度にまたは段階的に、地域エネルギー会社に切り替えるべく、最大限の努力を行うとともに、将来的に脱炭素先行地域以外の民間施設等に対する電力供給を実施できるよう必要な支援・協力を実施する。

市は地域エネルギー会社設立から継続的に電力供給を行うことに向けた調整を行う。

(2) 電源調達

市は、地域エネルギー会社が市公共施設におけるオンサイト・オフサイト太陽光発電の導入に必要な支援・協力を実施するとともに、導入された太陽光発電設備からなる電力の活用について、地域エネルギー会社と調整する。

市は、地域エネルギー会社が継続的に電力調達を行うよう最大限努力する。

(3) 市域の脱炭素化に資する取組

市は、地域エネルギー会社が太陽光発電の PPA 事業など再エネ電源の開発や、蓄電池を活用したエネルギーマネジメントの取組等を計画・実施するにあたって、各種調整や情報を提供する事を通じた支援を行う。

7 事業パートナーの公募及び選定に関する事項

(1) 公募及び選定方法

事業パートナーの選定は、競争性、公平性及び透明性を確保するため、「公募型プロポーザル方式」により実施する。

(2) 公募及び選定スケジュール

公募及び選定スケジュールは、表 8 のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市のホームページにて公表する。

表 8 公募及び選定スケジュール

日程	予定
令和 5 年 10 月 30 日（月）から	募集要領の公表
令和 5 年 11 月 17 日（金）まで	質問事項の受付
令和 5 年 11 月 17 日（金）まで	参加表明書の提出期限
令和 5 年 11 月 24 日（金）まで	質問の回答
令和 5 年 11 月 24 日（金）まで	資格確認結果の通知
令和 5 年 12 月 8 日（金）まで	提案書の受付期間
令和 5 年 12 月中旬	提案書のプレゼンテーション・選定委員会の開催
令和 5 年 12 月下旬	優先交渉権者の決定

8 応募手続き

(1) 募集要領の公表

令和5年10月30日（月）に市ホームページで公表する。

(2) 募集要領等への質問の受付及び質問回答

本募集要領等に関する質問の受付を以下のとおり実施する。

ア 受付期間

令和5年11月17日（金）午後5時までとする。

イ 受付方法

電子メールによる送信のみ受け付ける。なお、電子メール送信後に電話にてメールの到着を確認すること。

ウ 質問書の様式

様式1-1に基づき、質問内容を記載し市の問い合わせ先に対して電子メールにて送信すること。なおメールタイトルには「地域エネルギー会社の募集要領等に関する質問（会社名）」と明記すること。

エ 問い合わせ先

kankyo@city.kasai.lg.jp

オ 回答方法

令和5年11月24日（金）までに、市ホームページに掲載する。

(3) 参加表明に関する提出書類の受付

応募者は、参加表明に関する提出書類を以下のとおり提出すること。

ア 提出書類

様式2-1～2-6に従い、参加表明に関する提出書類を作成し、提出すること。

イ 提出期間

令和5年11月17日（金）午後5時まで（必着）とする。

ウ 提出場所

〒675-2395 （住所） 加西市北条町横尾1000番地 附属棟2階
（提出先） 加西市役所 環境部環境課

エ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

また、市が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

市は、応募者から提出された参加表明に関する提出書類により資格審査を行う。
市は、資格審査を行った結果を令和5年11月24日（金）までに通知する。

(5) 提案書の受付

資格審査を通過した応募者は、提案書を以下のとおり提出すること。また、提案書の作成については、「12 提案書への記載内容」を参照すること。なお、応募者から提出された提案書等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求める場合がある。

ア 提出書類

様式 3-1～3-11 に従い、提案書等を作成し、提出すること。

イ 提出期間 令和 5 年 12 月 8 日（金）午後 5 時までとする。

ウ 提出場所

〒675-2395 （住所） 加西市北条町横尾 1000 番地 付属棟 2 階
（提出先）加西市役所 環境部環境課

エ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

また、市が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。

(6) 応募辞退に関する提出書類

応募資格の確認を受けた応募者が応募を辞退する場合は、以下のとおり応募辞退届を提出すること。

ア 提出書類

様式 2-7 に従い、応募辞退届を作成し、提出すること。

イ 提出場所

〒675-2395 （住所） 加西市北条町横尾 1000 番地 付属棟 2 階
（提出先）加西市役所 環境部環境課

ウ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

(7) 提案内容に関わるプレゼンテーションの実施

提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選出する。審査基準は、「(仮) 加西市地域エネルギー事業パートナー選定基準（以下選定基準という。）」による。なお、プレゼンテーションの順番は提案書提出順とする。実施する場合の実施時期、方法等は以下のとおりとする。

ア 実施日時

令和 5 年 12 月中旬（詳細な日時・場所は追って連絡する）

イ 内容・方法等

- ・ 1 提案者あたりの説明時間は 50 分程度（うち説明 20 分、質疑応答 30 分）とする。なお、コンソーシアム提案の場合は、全ての構成企業から説明者が出席すること。
- ・ プレゼンテーションに必要な機器は、提案者が用意すること。ただし、電源及びプロジェクター、スクリーンは市が用意する。
- ・ 提案者は 3 名以内とする。なお、コンソーシアム提案の場合は、全ての構成企業から説明者が各 1 名出席すること。
- ・ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

(8) 応募にあたっての留意事項

ア 募集要領等の承諾

応募者は、募集要領等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

- イ 応募に係る費用
応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。
- ウ 提出期間後の応募書類の差替え等
提出期間後における応募書類の差替え及び再提出は認めない。
- エ 提案書の取扱い
提案書の著作権は当該作成者に帰属する。提出された提案書は、優先交渉権者の選定に係る公表等以外に応募者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募者に確認の上、これを使用することができるものとする。なお、提出された提案資料は返却しない。
- オ 市の提供する資料の取扱い
応募者（辞退者を含む。）は、市が提供する資料を、応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。
- カ 応募の無効 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - (ア) 応募資格のない企業等が行った応募
 - (イ) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった提案書による応募
 - (ウ) 同一の応募者による2つ以上の応募
 - (エ) 応募書類に記載された応募グループの代表企業以外の者が行った応募
 - (オ) 応募書類等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募
 - (カ) 上記に掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募

9 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者の決定

市は、提案内容の審査に関して、選定基準を踏まえて専門的見地から総合的に評価を行うために、「加西市地域エネルギー会社設立事業パートナー選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(2) 優先交渉権者等の通知・公表

優先交渉権者決定後、速やかに、すべての応募者に対して通知する。また、審査結果等について、市ホームページに掲載し公表する。

10 応募手続きに関する問い合わせ先

担 当：加西市役所 環境部環境課
住 所：〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地
電 話：0790-42-8716
FAX：0790-42-6269
電子メール：kankyo@city.kasai.lg.jp

11 参考資料

市は、募集要領の参考資料として次の情報を電子データにより応募者のうち、代表企業に対して配布を行う。なお、配布は参加資格確認申請書の受付時とする。

- ・参考資料 1_電力小売予定先施設の電力需要に関する情報
- ・参考資料 2-1_オンサイト・オフサイト PPA 開発候補地に関する情報
- ・参考資料 2-2_マイクログリッド開発候補地に関する情報

また、提案に当たっては次に示す情報を参照の上検討すること。

- ・加西市気候エネルギー行動計画
- ・脱炭素先行地域計画提案書

12 提案書への記載内容

応募者は、少なくとも以下の記載内容を明らかにして、提案書を作成すること。

表 10 提案書への記載内容

No.	審査項目	記載内容
1	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○事業実施にあたっての基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・加西市気候エネルギー行動計画や脱炭素先行地域計画提案書と本事業の位置づけ ・経営方針 ○資本金等の調達方針及び調達条件（案）の提案 <ul style="list-style-type: none"> ・調達先 ・出資割合の記載 ・出資時期 ○借入金等の調達方針及び調達条件 <ul style="list-style-type: none"> ・借入先 ・金額 ・借入期間 ○地域エネルギー会社設立～電力供給開始までのスケジュール
2	電力調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ○電源構成の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・電源構成の考え方や電力調達プロセス ・JEPX の市場価格高騰などのリスクへの対応 ・（活用する場合）非化石証書等の活用有無 ○再生可能エネルギー等の電源調達計画 <ul style="list-style-type: none"> ・市の再エネ導入目標に沿った電力調達計画 ・市内外の調達予定電源 ○再生可能エネルギー等の電源開発計画 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電の PPA モデルの取組 ・市内事業者との連携の期待

3	電力供給計画	<ul style="list-style-type: none"> ○電力供給の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金の水準、利益の活用方法 ・民間を含む想定供給先 ・目標販売/供給量 ・容量抛出金の負担軽減策など、市場/制度変化への対策 ○電力供給の手法 <ul style="list-style-type: none"> ・供給スキーム（自己託送/電力小売等） ○電力供給先の供給計画 <ul style="list-style-type: none"> ・供給スキーム/（電力小売/取次・代理モデル等） ・民間事業者/市民等の供給計画
4	エネルギーマネジメント実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギーマネジメントの実施に向けた基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・市のエネルギー施策の方針に沿った基本方針 ○具体的な取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・DR等マイクログリッドエリアでの具体的な取り組み ・蓄電池を活用した具体的な取り組み ・実施計画や参画する事業者 ・期待される効果
5	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ○収支計画の試算 <ul style="list-style-type: none"> ・設立から5年間のPL、BS、CF計算書に基づく収支計画の提示 ※設立から3年間は月次、以後は年次。 ・資本金額の設定及びその理由、事業者間での分担 ・公共施設のエネルギーコスト削減効果（設立から5年間） ・地域エネルギー会社の電力供給による公共施設のCO2排出量の削減効果（設立から5年間） ○小売価格・調達価格等の設定方針 <ul style="list-style-type: none"> ・価格設定の考え方、プロセス ・価格設定の妥当性を確認する継続的なモニタリング手法
6	組織管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ○組織管理の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の考え方（コンソーシアムの場合） ・地域と密着する体制 ○事業実施体制及び事業パートナーの役割分担 <ul style="list-style-type: none"> ・各社の役割分担（コンソーシアムの場合） ・ガバナンス体制（市との連携方法） ・役員構成 ・本店の設置場所 ○需給管理調整業務の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> ・運用体制 ・過去実績 ・実施方法

7	リスク管理計画	<p>○本事業におけるリスクの想定及びその対応策、利害関係者間でのリスク分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定されるリスクの列挙（収支変動リスク、市場変動リスク、電力システム改革、その他リスク）及び対応策 ・利害関係者間のリスク分担の考え方 <p>○緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の緊急体制（市との連絡体制について） ・事業パートナーの倒産、会社の清算 ・災害時の電力の安定供給に資する取組
8	事業者独自の提案	<p>○パートナー事業者が独自に行う取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民を巻き込むような取り組みの提案 ・市内の脱炭素化に資する事業の提案 ・地域貢献に資する事業の提案